

議事要旨(1) IASB 公開草案「保険契約」及び FASB 公開草案「保険契約」へのコメント対応

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より IASB 公開草案「保険契約」へのコメント文案について、丸岡専門研究員より FASB 公開草案「保険契約」へのコメント文案についてそれぞれ説明がなされた。

コメント文案に対する委員等からの主な発言と、それらに対する事務局の回答は次のとおりである。

(IASB に対するコメント(案)のうち、「保険契約専門委員会で示された市場関係者からの主な意見」を「別紙」として記載することについて)

- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - ・ コメント本文に含めていない「保険契約専門委員会で示された市場関係者からの主な意見」を「別紙」として記載することについて個人的には、「別紙」に記載するのではなく、本文中に記載すべきと考えている。
 - ・ 契約上のサービス・マージンの残高が負債に表示される一方、割引率の変動の影響が OCI に表示されることにより、特に移行日時点において資本勘定に大きな影響を与えうる点に関して、専門委員会では懸念を共有したものの、どのように意見発信すべきかに関しては意見が分かれた。個人的には代替案を示すことができないとしても、課題を認識しているのであればコメント本文に記載すべきと考えている。
- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - ・ コメント本文に含めるべきか、別紙で記載すべきかは難しいところであるが、現在のままでは、コメント本文と別紙の関係が分かりにくいと思う。それがわかるようにして別紙にするのであればよいが、あるいは、コメント本文に含めて ASBJ としての意見ではないことがわかるようにするのがわかりやすいのではないかと思われる。
- あるオブザーバーより、次のような発言がなされた。
 - ・ コメント本文の最後に「その他コメント」があり、その後に「別紙」がある、という構成では、最後の部分にいろいろな意見を付け加えたような印象を持つ。形式的には、なるべく本文中に含める努力をしていただきたい。

これに対して事務局からは、次のようなコメントを行った。

- ・ 「投資要素の除外に関する部分」は、コメント本文に含めたうえで、現在のコメントを記載する方向で検討する。
- ・ 「別紙」に記載している他の 2 点は、将来キャッシュ・フローの変動が契約上のサービス・マージンとして負債に計上される一方で割引率の変動による負債の変動額が OCI に表示されることに起因する懸念である。特に、費差益・危険差益と利

差損が分かれて表示されることにより、移行日時点において資本勘定に大きな影響を与えうる点に関する懸念であると理解している。しかし、改訂公開草案（以下、改訂 ED）で提示された測定モデル自体の否定につながりかねず、コメント本文に記載した考え方に基づくと代替案を示すことも難しい。また、懸念を示している財務諸表作成者の間でも意見が異なる点もみられる。これらを踏まえて、「別紙」については、その位置づけが明確となるように記載を検討する。

（IASB に対するコメント(案)のうち、上記以外の論点について）

- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - ・「全般的なコメント」における改訂 ED の内容が不明確であるとの指摘に関して、契約上のサービス・マージンの認識パターンをカバー期間にわたって純損益に認識する方法が具体的に示されていないことは、内容が不明確というより、解釈の範囲が広すぎるという指摘であるため、例示の 1 番目に記載するのではなく、企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定める契約等が十分に明確でない点を最初に記載すべきである。
 - ・契約上のサービス・マージンが当初認識時の割引率でロックされ、その後の割引率の変更が反映されない点について、契約上のサービス・マージンが未稼得利益を表すものであることを踏まえた分析をお願いしたい。
 - ・契約上のサービス・マージンを再測定する方法を実務上の便法としている点に異論がある。事務局案は改訂 ED で示される加減算方式について不明確であるとする意見を示す一方で、加減算方式と合理的に類似の結果を示すと見込まれる場合に限って再測定法を認めるのは論理的に整合しない。
 - ・測定上で分離しない投資要素を表示上で除外することを支持している点については、その理由を明記していただきたい。また、表示上で除外する対象として提案している「貯蓄性が高い契約」は、解釈が曖昧になることが懸念される。

これに対して事務局からは、次のようなコメントを行った。

- ・契約上のサービス・マージンの認識パターンの明確化は、企業間の比較可能性の点から重要であると考えている。ただし、例示として列挙する順序には特にこだわりはない。
- ・契約上のサービス・マージンをカバー期間にわたって配分するにあたり、当初認識時の割引率で算出する方法は合理性があると考えている。
- ・再測定法は様々なものが考えられ、専門委員の間でも異なるイメージを持っている中、改訂 ED で提示された加減算法を 1 つの基準値として考えるのが良いのではないかという専門委員会における意見もふまえ、再測定法を実務上の便法と位置付けた内容としている。
- ・「貯蓄性が高い契約」については、最終的なコメント文案に向けて引き続き検討す

る。

(FASB に対するコメント(案)について)

- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - ・ 1 マージン(FASB 公開草案)と 2 マージン(IASB 改訂公開草案)に関してコメントをしない点も含めて、コメント文案に異論はない。
- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - ・ 金融保証契約について、銀行の場合、貸出金や支払承諾と同一の経済効果と考え、信用リスクの観点から同一に管理しているため、金融商品として扱うのが妥当であり、コメント文案を支持する。

最後に、新井副委員長より、10月31日の次回委員会でコメント文案を確定するため、頂いた意見を踏まえて引き続き検討する旨の説明がなされた。

以 上